



介護の仕事に再就職
してみませんか?



離職した介護人材の 再就職準備金貸付事業

再就職に必要な資金を**無利子**で貸与します!

介護職として一定の知識及び経験を有する方が、介護職員等として再就労する際に必要な資金を貸与し、その再就労日から2年以上継続して、群馬県内の高齢者施設等で勤務すれば返還免除となる貸付制度です。

貸付額

20^{上限}万円

(1人あたり1回限り)

【貸付対象経費】

- ◎子ども又は介護を要する者の預け先を探す際の活動費。
- ◎介護に係る情報収集や講習会参加経費又は参考図書等の購入費。
- ◎利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具等又は被服費。
- ◎敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用。
- ◎通勤用の自転車又はバイク等の購入費。
- ◎その他介護職員等として再就労する際に必要と認められる経費。

返還免除

群馬県内で、

2年間勤務すれば**全額返済免除!**

対象者

- ① 高齢者事業所等の介護職員等としての実務経験が1年以上ある。
- ② 介護についての資格を有していること。
◎介護福祉士◎実務者研修修了者◎介護職員初任者研修修了者
(介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級研修、2級研修を含む)
- ③ 介護職員等としての離職日から再就労する日までの間に、群馬県福祉マンパワーセンター、高崎市福祉人材バンク、太田市福祉人材バンクのいずれかに求職登録を行い、所定の現況届を提出していること。
- ④ 介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所又は施設、第一号訪問事業、第一号通所事業を実施する事業所に介護職員等として就労した方。

◎詳しくは裏面をご覧ください。

貸付制度の主な内容

対象者

下記の要件を満たす方が対象となります。

- ①介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所又は施設、第一号訪問事業所もしくは第一号通所事業所の介護職員等として、実務経験1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した日数が180日以上)あること。
- ②介護についての資格を有していること。
 - 介護福祉士
 - 実務者研修修了者
 - 介護職員初任者研修修了者(介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級研修、ホームヘルパー2級研修を含む)
- ③直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め群馬県福祉マンパワーセンター、高崎市福祉人材バンク、太田市福祉人材バンクのいずれかに氏名及び住所等の求職登録を行い、現況届を提出していること。
- ④介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所又は施設、第一号訪問事業所、第一号通所事業所の介護職員等として就労した方。

資金の用途

- 子ども又は介護を要する者の預け先を探す際の活動費
- 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- 通勤用の自転車又はバイク等の購入費
- その他介護職員等として再就労する際に必要な経費として適当と認められる経費

貸付額

20万円(上限)

利子

無利子

連帯保証人

1名(独立の生計を営む者)

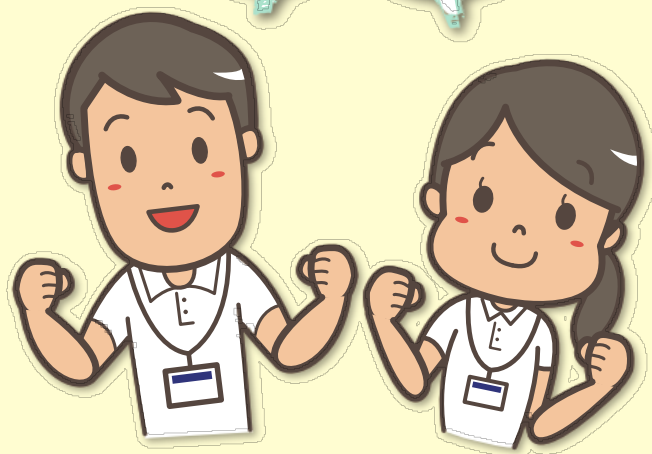
※申請者が未成年者の場合は、2名とし1名を法定代理人として下さい。

返還免除

群馬県内で、再就労した日から2年以上介護保険法に基づく居宅サービス等を提供する事業所又は施設、第一号訪問事業所、第一号通所事業所の介護職員等として勤務すれば全額返済免除になります。(ホームヘルパー等の業務の場合、2年以上の勤務とは、在職期間が通算730日以上あり、かつ、業務に従事した日数が360日以上)

※要件を満たさない場合は、返還となります。

一緒に
頑張りましょう!



問い合わせ先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12(群馬県社会福祉総合センター4階)

■電話 (027)255-6031 ■FAX (027)255-6444